

申告相談の日程表

(土・日曜日、祝日は
申告相談を行いません)

申告相談についての問い合わせ
倉敷税務署 (☎086-422-1201)
税務課市民税係 (☎08234)

日程	地区	会場
2月 12日(木)	美袋、日羽、種井、延原、宇山、槁	昭和公民館 (美袋 1915-4) 倉敷税務署 ※還付申告 (1月5日~2月13日(金)) 全地区が対象
13日(金)	下倉、原、影、中尾	イオンモール倉敷 (2月16日(月)~3月16日(月)) 全地区が対象
16日(月)	中央一丁目~中央六丁目	サンロード吉備路 1階会議室 (三須 825-1) 【注意】 従来のコンベンションホールから本館1階会議室へ会場を変更しています。
17日(火)	駅前一丁目、駅前二丁目、泉	
18日(水)	総社一丁目~総社三丁目、総社、清音黒田、清音古地	
19日(木)	清音柿木、清音軽部	
20日(金)	清音上中島、清音三因	
23日(月)	西郡、地頭片山、宿	
24日(火)	小寺、門田、岡谷、西坂台	
25日(水)	東阿曾、西阿曾、奥坂、久米、黒尾	
26日(木)	井手、刑部、福井	
27日(金)	井尻野	
3月 2日(月)	中原、三輪	西公民館 (秦 350)
3日(火)	溝口、真壁	
4日(水)	槇谷、見延、宍粟	
5日(木)	三須、上林、下林、赤浜	
6日(金)	金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良	
9日(月)	八代、下原	
10日(火)	上原、富原	
11日(水)	秦、福谷	
12日(木)	久代	
13日(金)	新本	
16日(月)	山田	

会場を選ぶ目安

- イオンモール倉敷
還付申告を含む所得税の申告全般
- サンロード吉備路、西・昭和公民館
農業所得(青色申告者を除く)、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人。市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

※会場受付時間は、午前9時から午後4時までです。(市内の会場では混雑状況により、開始時間が早くなる場合があります)
※会場の混雑を緩和するため、なるべく上記の表を参考に会場へ来て下さい。
※総合福祉センターや各支所など、上記の表にある会場以外での申告相談は行いません。
※市内の会場では、倉敷税務署員による申告相談はありません。

◎申告に必要なもの

※必要な書類などに不備がある場合、受け付けできない場合があります。

- 印かん(認印)
- 申告書用紙が届いている人はその用紙(申告会場にもあります)※市県民税申告書については、あらかじめ申告書用紙が必要な人は、税務課までお問い合わせください。
- 給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの、固定資産税納税通知書など租税公課の課税明細がわかるもの(収支内訳書の記入に必要 ※収支内訳書の記入を事前にお願います)
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)
- 個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください。
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける人) ※事前に医療機関別、受診した人ごとの整理、集計をお願いします。
- 寄附金の領収書、または受領書(寄附金控除を受ける人)
- 申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)、※障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人) ※12月末現況で要介護認定の人で、倉敷税務署、またはイオンモール倉敷会場で障害者控除を受けようとする場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります。事前に市福祉課へ介護保険被保険者証と印かんを持参し申請してください。交付必要日数1日(3日)

申告に必要なものについての問い合わせ

- 給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
- 公的年金(厚生年金・国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書…倉敷東年金事務所 (☎086-423-6150)
- 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など…各年金保険者
- 生命保険契約等による満期等一時所得の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 生命保険契約等による個人年金の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 市の国民健康保険税納税額…市役所税務課 (☎08234)
- 障害者控除対象者認定書…市役所福祉課 (☎08264)

申告書の作成は 国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」で!

所得税の確定申告書などが作成でき、作成した申告書などを印刷して郵送で提出することもできます。また、確定申告に必要な用紙や手引き、書き方などの情報が掲載されています。

ネットで申告 **e-Tax** も便利! **国税庁** で 検索 <http://www.nta.go.jp>

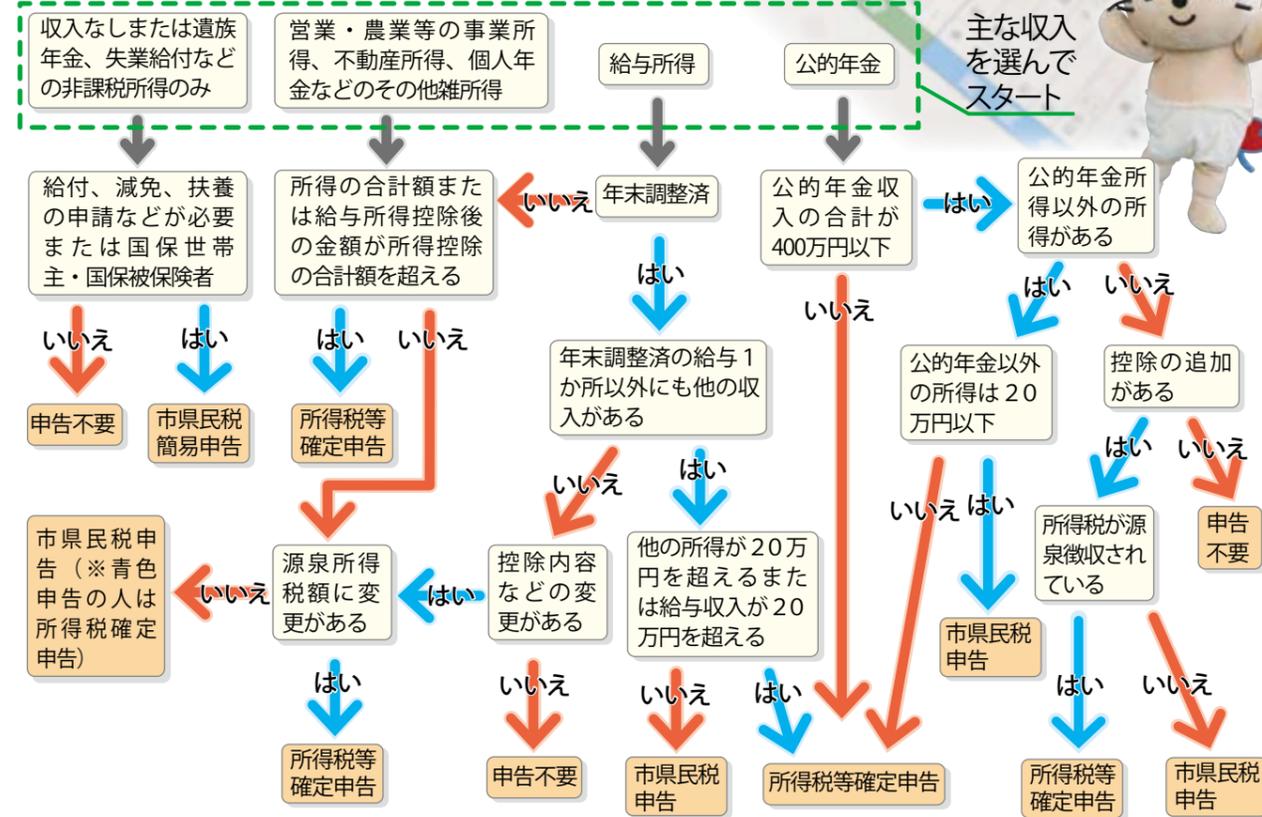
所得税の確定申告・納期限は、3月16日(月)まで

所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税等の確定申告と市県民税・国民健康保険税の申告の市内会場を、2月12日(木)から3月16日(月)まで設置します。7ページの日程表を参考に申告してください。毎年、申告会場は混雑します。スムーズに申告を済ませるために、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に、自主記載をお願いします。申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

●どのような申告が必要になるかの目安



○給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要になります。
○上記の表にかかわらず、土地・建物・株式売却などの分離課税所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、雑損控除がある人、太陽光発電収入のある人、相続などに係る生命保険契約等年金のある人、事業所得や不動産所得などがある人で平成26年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷会場で申告してください。
○上記の表は目安です。表に当てはまらない場合は、倉敷税務署か市役所税務課へお問い合わせください。
○市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人
▼平成27年1月1日現在、総社市内に居住し所得税の確定申告をする必要がない人で、平成26年中に収入のあった人
※ただし、次の人は申告をする必要はありません。
・所得税の確定申告をしている人
・1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
①昭和25年1月2日以後生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人
②昭和25年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人
▼平成26年中に収入のなかった人(障害者・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の人の税の扶養になっていない人
※この場合でも、国民健康保険税の算定や非課税証明書の発行に必要なため、申告をお願いします。
○公的年金収入が400万円以下の人で確定申告が必要な場合もあります。
※公的年金収入合計が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人には、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。
○申告忘れは、介護・後期高齢者医療保険料の算定に影響する場合があります。